

## 平成29年第関川村議会11月（第6回）臨時会議会議録（第1号）

### ○議事日程

平成29年11月24日（金曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 議案第49号 関川村社会福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 4 議案第50号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第5号）
  - 第 5 議案第51号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 議案第49号 関川村社会福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 4 議案第50号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第5号）
  - 第 5 議案第51号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 

### ○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君		
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原	修	君		
10番	平	田	広	君								

---

### ○欠席議員（1名）

9番 伝 信 男 君

---

### ○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君					
副	村	長	佐	藤	忠	良	君				
教	育	長	佐	藤	修	一	君				
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君			
税	務	会	計	課	長	田	村	久	美	子	君

住民福祉課長	中	東	正	子	君
農林観光課長	伊	藤		隆	君
建設環境課長	高	橋	賢	吉	君
教育課長	稲	家		誠	君
総務課参事	野	本		誠	君
住民福祉課参事	伊	藤	和	義	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	佐	藤	充	代
主任	石	山	洋	介

午前10時00分 開 会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。9番、伝 信男さんから欠席の届け出がありました。定足数に達していますので、これより平成29年関川村議会11月（第6回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、伊藤敏哉さん、3番、小澤 仁さんを指名いたします。

---

日程第2、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により平成29年10月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第3、議案第49号 関川村社会福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第3、議案第49号 関川村社会福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日、本会議の開催をお願いいたしましたところ、大変お忙しい中にご出席をいただきまことにありがとうございました。

議案第49号 関川村社会福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今後の福祉部門の行政需要の増加を念頭に、春以来、建設を進めておりました新社会福祉センターにつきまして、ようやく竣工し、その設置及び管理に関する条例を改正するというものであります。詳細は住民福祉課長に説明をさせますので、よろしくをお願いします。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第49号について説明させていただきます。

関川村社会福祉センター移転新築によりまして、名称及び所在地が変更になるための改正でございます。名称につきましては、7月の広報せきかわで名称募集を行いまして、8月に名称選考委員会によって決めさせていただきました。また、登記のほうですが、上関地番、10筆ある土地を合筆登記しまして、センター用地と教育課所管の駐車場用地ということで2筆に登記をいたしました。センター用地のほう为上関522番地38ということで今回改正するものでございます。以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑、討論、採決に入ります。

議案第49号について質疑を許します。質疑はありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 質問いたします。今ほど名称については7月の広報誌、それから8月に委員会を開催してというご説明でしたけれども、もう少し詳しくといたしますか、何通ぐらい応募があつて、最終何種類ぐらい残って、それで最終決定しましたというようなところをお聞かせいただければと思います。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 応募していただきました名称の数は7件ございました。それで、そのとおりのことではなくて、ちょっと委員会のほうで、いただいた名称をこういうふうにしたほうがいいんじゃないかということで、その方のそっくりそのままではなくて、こちらでちょっと変えたといいますか、検討してこの名前になりました。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されま

した。

---

日程第4、議案第50号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第5号）

○議長（近 良平君） 日程第4、議案第50号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第50号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第5号）についてであります。

ご説明いたします。

この予算は、今ほど議決をいただきました新社会福祉センターの管理に要します費用及びこれまでの施設を当面普通財産として管理することになっていることから、それに関する費用を計上してあります。

また、沼集落の出身で埼玉県在住の方がお亡くなりになり、財産の相続権利者全員が権利放棄をいたしましたために、それを裁判所からの指示によりまして、管理している清算に当たっている弁護士から村で沼所在の土地を買ってほしいとの要請がありました。村では十分検討いたしましてこれを取得することにいたしまして、関係予算もこの中に計上してあります。予算の詳細は総務課長に説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第50号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれに160万円を増額して50億1,160万円にするものでございます。

初めに、歳出につきましてご説明いたします。

8ページをお開きください。

2款1項4目11節の光熱水費につきましては、今ほどお話がありました福祉センター、こちらの新設に伴いまして、既存の建物のほうが普通財産ということで総務課管理となります。そのために要する経費を計上したものでございます。修繕料につきましては、予算不足による補正でございませぬ。

12節、保険料につきましては新しい福祉センターの建物の火災保険料です。

17節、これにつきましては、今ほど村長のほうからお話がありました沼の土地につきまして、相続財産管理人、こちらのほうから今ほどあった話がございまして、土地を購入するということで購入費80万円を計上したものでございます。

3款1項3目11節の消耗品の食糧費につきましては、竣工式に要する費用でございませぬ。光熱水

費につきましては、新しい福祉センターに要する費用でございます。

次の9ページをお開きください。

12節の役務費、手数料につきましては、竣工式時のクリーニング代でございます。

19節につきましては、水道加入負担金、これは新しいセンター分の負担金でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

7ページをお開きください。

本補正予算経費につきましては、繰越金で賄うというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑、討論、採決に入ります。

議案第50号について質疑を許します。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤です。お願いします。

8ページの今ほどご説明のあった歳出の17、公有財産購入費の関係なんですけれども、先ほど村長と総務課長からご説明ありましたが、埼玉県の方からの購入した土地、それについてお伺いします。所在地といいますか大体の場所ですとか、面積、それから現況どのような状況であるのかとか、地目は何なのかとか、あるいは将来の活用見込みがあるものなのか、そのあたりと、あと何かスキー場との関連などがもしあるのであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 詳細につきましては、地目については田畑もございまして、宅地、そして山林、原野等がございます。なお、田、畑につきましては、こちらのほうを購入後、地目を変える予定でございます。

それと、先ほどスキー場の関係というのがございましたけれども、実際スキー場の関係もございまして。そちらのほうの共有地分につきましても、今回購入の土地の中に入っているということでございます。

面積のほうはちょっと細かくなりますので詳細は省かせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） 地目はさまざまということでございますけれども、例えば何筆で総面積が何平米とか、そのあたりは今お聞かせ願えませんか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） それでは、細かな部分を説明させていただきます。

田につきましては6筆、畑2筆、宅地が2筆、山林7筆、原野6筆、これの総面積が2万1,665平

方メートルぐらいでございます。これが個人分ということでございまして、これは個人の土地、そして共有地分というのがございまして、共有地のほうには先ほど言ったスキー場の関係が入ってきますし、そのほかに宅地、山林、原野、雑種地、その他ということで、これらについても共有地分ということで、共有地分を総トータルしますと35万2,852平方メートルというような数字になりますけれども、これが内訳となります。場所的な部分は、沼本村周辺というふうにご理解いただければと思います。以上です。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） もう一度お願いいたします。今ほど面積等をお聞きしました。それで、共有地の関係で、その埼玉県在住の方が亡くなられて、それでその財産を引き継ぐ方々も権利放棄ですか、したというようなご説明でしたけれども、この共有地というのは、その亡くなられた方とそれから今現在沼に居住されている方との共有地ということでよろしいのでしょうか。

それともう一点ですね。非常に大きな面積ですけども、金額が80万円ということなんですけれども、これらについては現状を勘案してこういう金額になったのか。済みません、最後にその2点をお願いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 共有地につきましては、スキー場もおわかりのとおり何十人分の1という形での共有地分になります。ですから、これについては、今現在住まいされている方の権利もございまして、そのほか村外に出た方もありますけれども、何十人分の1という形での共有地分の持ち分という形になります。

もう一点というのが。（「金額の算定というか、非常に金額が少ないので、現状が荒れているからということですか」の声あり）実際、埼玉の弁護士さん、相続財産管理人になられた方から、本人のほうでは売買の関係等を進められないということで逆に向こうのほうからも話がありまして、村のほうでもこの土地についてすぐに土地を使うという予定もございませんでしたので、そういったところの折り合いをつけて、今のような予算額を計上させていただいたものであります。以上です。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 内容的に伊藤議員が質問してくれましたのでいいんですけども、1点だけ追加で質問させてもらいます。

共有地が入っていますよということですけども、31人名義のうち1人分ということで、全部の面積ではないような感じがしたんですけども。全体で八十何ヘクタールあるうちの35ヘクタールという感じで聞いたんですが、その辺ちょっと教えてください。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 土地につきましては、実際、今ほど平田議員から話がありました数字というのは実測等を含めた数字だと思います。登記簿上の面積を今私が申し上げたものでありますので、それでご理解いただきたいと思ひますし、また、村のほうでは、保有したのものについて全て村が抱えていくというつもりはございませんので、必要であれば払い下げ等を行って処分を行うという予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 済みません、社会福祉センターの関係で、予算の細部ではないんですけども、工事の資料といいますか事業費の内訳等をもらっておりますけれども、概略でいいので、工事の進捗とか、順調にこられたのか、何か途中でちょっと支障になることがあったとか、そういうふうなことを概略で結構ですのご報告いただければありがたいんですが、お願いします。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは、私のほうから工事の進捗等を説明申し上げます。

現在、建物本体工事、あと機械設備、電気設備工事につきましては全て完了して、きょう昼から村の引き渡しの検査を行います。それと、車庫につきましては先般完了しまして、引き渡しが終わっております。あと外構工事と消雪施設工事、今進んでいる状態ですので、おおむね12月中くらいには完成の予定で推移しております。以上です。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5、議案第51号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（近 良平君） 日程第5、議案第51号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第51号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

ご説明いたします。これも新しい社会福祉センターに関するものであります。これについては、総務課長に詳細を説明させます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第51号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定、こちらのほうで指定管理者の指定をするときにはあらかじめ議会の議決を得なければならないという規定がございます、今回、議会の議決を求めるものでございます。

対象施設は、今ほどお話がありました関川村社会福祉センター関川いきいきほ〜むです。指定管理者につきましては現在の社会福祉法人関川村社会福祉協議会で、指定期間につきましては平成29年12月1日から、ほかの施設の指定期間に合わせるという形で平成33年3月31日までとなっているものでございます。

なお、細かな部分、施設の参考資料ということで差し上げてございますけれども、今ほど建設課長からお話ございましたので、そちらのほうは割愛させていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑、討論、採決に入ります。

議案第51号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(近 良平君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時22分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員